

令和 5 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第2回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年2月9日(木) 午前10時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局担当部長
子ども未来創造局長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 金城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長 乾 敬一朗 君
教 育 政 策 室 長 鉾之原 史 樹 君
保育幼稚園総務室長 福 田 浩 子 君
保育幼稚園利用室長 片 山 由香子 君
児童相談支援センター長

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事 中 村 友 美 君
教 育 政 策 室 吉 田 友 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市支援教育充実検討委員会からの答申の件
- 日程第 4 箕面市支援教育方針策定の件
- 日程第 5 箕面市保育所等物価高騰対応支援金支給要綱制定の件
- 日程第 6 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 8 箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件
- 日程第 9 箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 12 生徒指導の件

(午前10時30分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和5年第2回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育長報告を行う前に、ここ数日メディアで大きく取り上げられている件が2件ありますので、ちょっと共有したいと思ってます。1件目は、コロナが5類に移行するにあたって、学校の卒業式ですとか入学式でのマスクの活用についていろいろ報道されております。通知はまだ届いておりませんが、趣旨的には、マスクの着用を緩和したらどうなのかというような話なんですけども、私の考えとしては、これについては、マスクするしないはやっぱり本人の意思を尊重するということでありまして、卒業式や入学式の式典の初めから最後までをこうしようとかあしようとかいうんじゃないかと、式典の中でも、やっぱり一生に一度のことなんで、ここはマスク着用なしに臨ませてあげたいなというシーンが、小学校にも中学校にもあると思うんですよ。例えば小学校でしたら、校長先生から卒業証書をもって、もらった後に、将来の夢とか中学校に臨むにつ

いてはこうしていきただってコメントを述べるような、場面を作っている学校が多いと思うんですけども、そういう場面においては、しゃべるんですけども、何か工夫してそこは外して臨ませてあげたいなみたいだね、ことも考えておりますので、通知がきっちり届きまして、その内容を見た上でまた皆さんには相談させていただきたいなというふうに思っています。それが1点です。もう1点は、悪質ないじめは警察に連絡しなさいよみたいなことが載ってましたけれども、箕面市の場合は割と箕面警察と仲がよくて連携が十分出来てます。すでに今でも、事例を言いますと例えば、SNSで写真を送るとか写真を送ってしまった、またそれは、自分ところの中学校だけじゃなくて広がって他市の子ども達にというようなことをやったら相談してますし、例えば金品ですね、金品の、何とかカード取られたとか、買わされたとか、買うためにお金持って来い言われたみたいなこととか、あるいはちょっと殴ったり蹴ったりする中でも度が過ぎて骨折したりとか、その行為がなかなかやまないとかいうようなものはもう既に警察に連絡していろいろアドバイスももらってます。この通知が今朝方届きまして、まだ中を見てないんですけども、要はいじめ防止推進法対策法の中にもすでに書いてあるんですよ。例えば、第23条6項をちょっと読ませてもらいますと、「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」と書かれてるんですよ。多分これはそういうことが徹底されなくて、大きなことにつながってるという事情が全国にもあるんで、もう一度改めて、ここを徹底してやりなさいよということの通知らしいです。ぱらっと見たら具体的な事例も、例示されておりますので、学校のほうも、理解しやすいし、一定の判断基準になると思ってますので、またきっちり読みましたら共有させていただきます。その2点でした。それでは、まず教育委員会委員関係は、1月30日、令和4年度大阪府市町村教育委員会研修会がオンラインで行われました。講師はみなさんよくご存じの前の麴町中学校校長の工藤さんの講演でした。工藤さんは著者でも「学校の「当たり前」をやめた。生徒も教師も変わる！公立名門中学校長の改革」という本も出されておまして、私も読まさせていただきましたけども、なかなかこの方のおっしゃってるようなことを箕面の学校で直ちにやろうというのは、なかなかハードルは高いですけども、多様な視点で物事を考えるというところは、見習うべき点は多いと思いますので、その辺は、参考にまたしていきたいなというふうに思います。それと、教育長報告の子ども・子育て会議なんですけども、ここで私は3点意見を述べさせてもらってますのは、これもメディアで取り上げられました、虐待等による不適切な保育というようなところで、担当に聞きますと、やっぱり、経験の少ない保育士など

は自分の保育に自信が持てずに精神的に不安定になっている、それこそ逮捕されたとかというようなことになっておりますので、そこでお願いしたいのは研修の充実ですよね。自分の保育の振り返りができる研修の充実と実際に受けられるような職場体制の支援をお願いしたいということと、各保育室へのカメラ設置に向けた支援、それと、監査体制の充実に向けた支援策についてお願いしたいというようなことは述べさせていただきました。それとその他ですけれども、文教常任委員会の行政視察で、これは部活動についての先進事例ということで、東京都の杉並区と東京都の渋谷区に、文教常任委員会の委員さんと、我々の事務局職員が同行しております。これにつきましてもまた別の場です、十分内容を共有して、我々の部活動の推進の参考にしたいと思いますので、その節はよろしくお願ひします。1月20日と1月31日に、箕面市の支援教育充実検討委員会を開催しまして、この1月31日の第10回をもって一旦この委員会は終了ということで答申をいただきました。この後の案件として答申等今後の方針が出てきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上を教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第12、報告第10号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第3、報告第7号「箕面市支援教育充実検討委員会からの答申の件」及び日程第4、議案第7号「箕面市支援教育方針策定の件」を議題といたします。これらの議案は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、令和4年4月28日付け教育委員会

の諮問「今後の支援教育の在り方について」に対し、箕面市支援教育充実検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、箕面市支援教育充実検討委員会から、令和5年1月31日付けで、答申を受けましたので、報告するとともに、当該答申を受け、教育委員会の方針として「箕面市支援教育方針」の策定をご提案するものです。主な内容につきましては、諮問事項である「学びの場の充実について」、「教職員の在り方について」、「保育所・幼稚園・小学校・中学校における連続性について」、「人権意識と障害理解について」の4点について、また、追加意見事項として、「特別支援学級及び通級に係る文部科学省通知について」箕面市支援教育充実検討委員会から答申を受けましたので、それぞれの事項について具体化する教育委員会の方針を定めるものであります。令和5年度から実施する内容としては、通級指導教室の全校設置、LITALICO 教育ソフトの全小中学校への導入、支援教育介助員の支援教育支援員への名称変更及び体制の強化、教職員研修の強化、支援教育専門員の配置などを方針として定めるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 「学びの場の充実について」のところで、「LITALICO 教育ソフト」を導入します」とあるんですが、導入経過及び導入の理由を教えてください。

○子ども未来創造局担当副部長： LITALICO 教育ソフトにつきましては、現在、試行実施として5校、それからトライアルということで、10校で行っているものでございます。内容につきましては、保護者のかたにアンケートをお答えいただき、LITALICO 教育ソフトで分析を行います。その分析をすることによって、得意、不得意の項目がレーダーチャートで表示されますので、保護者のかたへ、子どもさんの苦手とされている項目について、分かりやすく、的確にお伝えできますので、今後の支援の方向性を検討しやすくなるということで、導入するものでございます。また、いじめ重大事態の報告の中で、小学校と中学校の引き継ぎが上手く実施されていなかった点が指摘されており、教育委員会においても、引き継ぎについては課題として認識していたため、このソフトを活用することによって小、中学校合わせて9年間の引き継ぎが確実に実施できるものと考えています。また、データを蓄積し、分析していくことにより、支援教育の今後の施策の検証などにも活用できるということも含めまして、導入することになったものです。

○委員（稲田滋君）： LITALICO 教育ソフトは、これしかないのでしょうか。それとも、いろんなものを比較してこれになったのですか。

○子ども未来創造局担当副部長： こういった教育ソフトは、LITALICO しかございません。

- 委員（稲田滋君）：他の市でも導入しているとか、例えば、さきほど試しにいくつかの学校で使っているとのことでしたが、その効果検証のようなものはやっているのでしょうか。
- 子ども未来創造局担当副部長：LITALICO 教育ソフトにつきましては、箕面市以外でも数多くの市町村で導入されています。例えば、東京都足立区、東京都杉並区、明石市などで導入されていると聞いておりまして、トライアル実施も含めると、全国で45自治体で導入されているようです。LITALICO 教育ソフトですけれど、施行実施とトライアルということでお話させていただきましたが、いろいろな課題もあるというところで言いますと、保護者のかたにお答えいただくアンケート項目が多いことや、LITALICO 教育ソフトを使うパソコンのスペックに問題があるということがございますが、その辺を含めましてLITALICO と協議をするなかで保護者の負担の軽減や精度の向上に努めております。
- 委員（稲田滋君）：このソフト自体、出たのが最近ですよ。まだ1年ぐらい前ですかね。だからまだまだ修正していかないと、今後、いろいろこっちから意見を言っていないといけないというような状況にはあると思うんですが、さっきちらっとあったように、やっぱりずーっと引継ぎがきちんとこれで出来ていくというのがすごくメリットだと思いますので、LITALICO っていう会社ですかね、会社とも十分協議して、いいものにどんどんしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（大橋亜由美君）：「学びの場の充実について」の教育委員会の方針として、全校に通級を設置するということですが、その狙いと、あわせてその通級の対象となる児童生徒について説明をお願いします。
- 子ども未来創造局担当副部長：まず、全校に通級を設置する狙いですが、通級の設置については、令和8年度より国により定数化される予定ですが、箕面市におきましても、児童生徒の学びの場の選択肢を増やすことを目的にしまして、国の定数化に先んじまして、市費により通級の全校設置を行いたいと考えています。今までは、支援が必要な児童生徒の困り感が強く、学級担任や教科担任による工夫や合理的配慮で対応することが難しくなった場合、通級を利用するのではなく、支援学級担任や支援教育介助員によるサポートを受けることを目的として、「支援学級に入級する」ケースが非常に多かったのが現状です。通級の全校設置により学びの場の選択肢を増やし、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する環境を整えていきたいと考えています。また、通級に通う対象となる児童生徒につきましては、小・中学校において、通常学級に在籍し、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象として、障害に応じた特別の指導を別室で行う指導形

態になります。週当たりに換算すると、通級指導教室で学ぶ時間は、1時間から8時間程度とされておりまして、主な学習内容としては、通級指導教室にて、自立活動などを実施することになります。

○委員（大橋亜由美君）： 通級の担当の教員について、教育上の役割ってというのは、どういうことになるのでしょうか。

○子ども未来創造局担当副部長： はい。通級指導教室の担当の教員の役割でございますけども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたとおり、通級を利用する児童生徒は、通常学級に在籍し困り感を感じている児童生徒になります。通級担当の教員は、児童生徒に応じた個別の教育支援計画や、指導計画を作成し、通級指導教室にて自立活動を実施し、学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動を実施しますので、通常学級担任との連携を図り、通常学級での授業に児童生徒が取組やすく改善されたか日々、確認を行っていくのが通級の担当教員の役割となっております。以上でございます。

○教育長（藤迫稔君）： 通級に関して、本件に関してはね、我々大阪府の教育長が集まる会議があって、その中でも議論するんですけども、やはり長い歴史がありますのでこれを急に変えるっていうのはやっぱりどこでも混乱します。保護者に対してもそうですし、教職員に対してもそうですし、丁寧に進めていこうという方針で、直ちに何か一気に舵を切るというようなところはないようです。我々の箕面市支援教育方針の実施スケジュールにおいて、令和5年度に幾つか書いてますけども、恐らく、環境整備でもここまで思い切ってやろうと打ち出してるのところさえ、少ないような状態です。ただ、それでもいろんな話を聞いてますとその通級を全校に配置しようというところでは割と、みんな、せめてそれはしないとあかんよねっていうことで進んでいます。ただし、今の段階で、大阪府の教育庁にも私直接行きましたし、担当課にも行ってお願いしてるんですけども、卵が先か、鶏が先かみたいな議論でして、13人に1人加配の職員がつくというようなことになってるんですけども、13人つかなかったら通級設置出来ませんですとか、都道府県単位でおいてくるんで、そう上手いこと、各校に、配置されませんよというようなことを言うんですね、いやいや違うでしょうと、個別最適な学びをする場を選択できるようにするんであれば、何人だったって、まずその選択肢をつくるのが先でしょっていうところで、意見はもう合わないんですよ。選択肢をつくるために、全部は配置させてくれっていうのと、人数いてないからそんな配置出来ないじゃないですかっていうのが、もうどっちが先かというような議論になってなかなか難しいんですよ。やっぱり通級の形態というのは自校通級とか他校にあって他校に行くとか、いやいや教職員が派遣で来るとかありますけれどもやっぱり、自校にあるべきやというところは今共通

してますんで、来年度どういう答えが返ってくるかどうかというのは、少し睨みながらやっていかなあかんのかなというふうに思ってます。

○委員（高野敦子君）： 充実検討委員会でだいぶ審議されたということなんですが、答申を作成するに当たりまして、委員から出た発言も、何かこう、ポイントとなるものがあれば教えていただきたいんですけどお願いします。

○子ども未来創造局担当副部長： はい、答申を作成するに当たりまして委員の皆さんから出た御意見ということですけども、この答申の中にもありますけども、特別支援学校の教諭免許の取得のサポートですとか、通級の全校設置、またそれ以外の施策についてもやはり今、教育長のお話にもありましたけれども他市にない先進的な取組になるだろうということで、きっちりやっていただくようにと御意見いただいております。それからまた保護者会から出ていただいている委員の皆様からもですね、やはりこういう会議を10回もやってきまして、いろんな立場の方が参加していただいたということで、様々な意見が出ていろんな議論が出来て非常によかったという御意見もいただいております。簡単ですが以上でございます。

○委員（高野敦子君）： いろいろ箕面市でも取り組むということで、例えばですね、答申にも書いてある、「教職員の在り方」についても、いろいろ書いてもらっているんですが、その中で、専門性向上を図るためにですね、特別支援学校の教員免許の取得のサポートということで、書いていただいております。その中でですね、免許取得の費用のサポートだけではなく、やはり、その免許を取得するにはやっぱり働きながら、違う勉強もして、ある程度、授業のスクーリングとかもあったりする中で、やはりその働き方に対するサポートっていうんですかね。中々、現場で仕事をしながら、同時並行でとっていかって、結構大変だと思いますのでそういう点のサポートっていうんですかね。そういう取得のスクールに通うための時間の確保であったりとか、業務の軽減だったりとかそういうところのサポートとか理解とかも、同時にあわせてお願いしたいなあというふうに思います。

それからあわせてですね、支援学級の担任の経験について、詳しく教えていただけますでしょうか。

○子ども未来創造局担当副部長： 支援学級担任の経験ということですが文部科学省の提言にもありますように、特別支援教育に関わる教師の専門性の向上に向けた方策の中です、採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験することということで提言されています。そのことも踏まえまして、本市におきましても、採用された教員が支援学級担任を経験することに努めていきたいと考えておりまして、そのための環境整備としまして、令和6年度から柔軟に人事異動を実施していきたいと考えております。

○委員（高野敦子君）： ありがとうございます。ぜひやはり経験することで、

いろんな理解を深めるし、より箕面市の支援教育っていうものが、充実したものになると思いますので、ぜひこちらのほうどんどん進めていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○委員（高橋太郎君）： それでは、答申の中に、文部科学省より発出された通知について書かれておりますが、こちらの通知について伺います。こちらの通知に対してですね、この通知を、国はどのような意図で、この通知をされたのかということをお伺いしたいのと、あとは、それに対してですね、どのような対応方針をとられるのかを、もう少し詳しく教えてください。お願いします。

○子ども未来創造局担当副部長： この通知につきましては、令和4年4月27日付けで通知されたものでありまして、支援学級に在籍する児童生徒については、原則として週の授業時間の半分以上を目安として支援学級において、児童生徒一人ひとりの障害の実態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うことということを、言及されています。ただ文科省の通知の主旨といたしましてはやはり障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り、共に過ごしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を整備するように、というような趣旨になっておりますので、市といたしましてもきっちり整備をしていきたいと考えております。ただ、この通知のとおりですね、すぐというわけではないですけども、支援学級における授業時数のお話につきましては大幅に変更した場合ですけども、保護者の不安や学校現場が混乱するということが予想されます。そのために着実に検討委員会でも議論を重ねてきた内容になりますけれども、通級の全校設置や、支援教育専門員の配置など、そういった様々な方策を行うことですね、約40年以上前から実施している「箕面市の支援教育」の理念を大切にいたしまして、「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き実施していきたいと考えております。

○委員（高橋太郎君）： はい、ご説明ありがとうございます。参考までになんですが、他市での国の通知に対する対応状況も、共有していただけますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： はい、先ほどちょっと触れましたけども、大阪府の教育長が集まったときにはもうこの話題で持ち切りなんですよね。やっぱりどこも進めるのに苦労されてるようで、「おたくはどうですか。」っていうふうな話になってまして、ちょっとそれですけども、我々は別件でいじめのところから、国通知があったからこれを進めたんじゃないかって、その前の中学校でのいじめ重大事態の時点で、その支援のある子どもへの合理的配慮が足りなかったとか、もともと支援計画・指導計画をちゃんと出来ていなかったとか、引継ぎちゃんと出来てなかったやないかと、箕面市は大阪府と一緒にですけども、ともに学び、ともに育つという、いい理念を掲げているのに、結局は一緒に何かその場にい

てるだけにとどまってるよということで、今までの支援教育が駄目だと、理念は正しいんだけど、ただその場に一緒にいてるだけにとどまっているだろうということで始めたんで、他の市町村よりは、どちらかというと、前に進みます。ほかの地域でちょっと頑張っていこうとスピードを上げたところはやっぱりスピード感が早過ぎたために、保護者の理解ですとか、そういった方の理解が得られなくてちょっと頓挫したというような例もあるように、なかなか進めるのに苦慮されてます。国のほうも何度か説明に来ていただいているんですが、ちょっと、当初とトーンが変わってきて、失敗するようなことがあるのは望んでないと。だからちゃんと保護者ですとか学校の教職員とかに丁寧に説明して、理解を得た上で進んでほしいということで、「ゆっくりやってもいいよ」とかは言うてくれてませんけども、「丁寧にやってくださいね」と。正しい方向性は、こういう国の方向性に従って、違うほうには行かんといってくださいと、この方向性に従って行っていただけるんでしたら、急にこけることのないように、きちんと丁寧にやってくださいよというのは、今、大阪府の中での動きです。最後に言おうと思ってたんですけども、本市の支援教育の充実検討委員会、こういう仕組みは、学識経験者の方から学校の教職員、当事者の保護者の方が入っていただいてしかもオープンにしての会議ということですのでいい議論をいただきまして、いい議論が出来たなというふうにして、これはやっぱり他市も見ていましてですね、何市かは同じような検討会議を来年度に立ち上げようというような流れにもなってるというようなことですので、いやいや、うちの市は絶対しないですっていうところはないです。おおむねそちらの方向に。ただ、スピード感はまちまちで、どちらかというと、箕面市は、検討会を早く立ち上げた分、前に進んでいるのかなというふうには思ってます。以上です。

○委員（稲田滋君）： すみません、また戻るんですが、「学びの場の充実について」の教育委員会の方針の6つ目、「支援学級に入級を希望する場合は、必ず、支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていきます。また、新小学1年生で支援学級に入級する約95%の児童が、教育委員会事務局内にある子どもすこやか室総合保健福祉センター分室で心理相談員などによる見立てを受けています。そのため、就学支援委員会を新たに設けるのではなく、今後は、教育委員会内の連携を強化し、情報の集約、共有を行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていきます。」ということで、2つのことを書いているんですが、1つ目の「支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い」ということで、指導主事は人事異動とかで、どんどん変わっていく。その中で、指導主事の個人個人の判断によって、見立てが行われるのはおかしな話で、その辺りはきちんと、一定の何か見立てをするための、基準というか、ものさしみたいなものはあるんですかね。

○子ども未来創造局担当副部長　：　基準というものはございませんが、結局業務の引継ぎというところで行きますと、一定、どういったときには、支援学級・通級に行くというところにつきましてはきっちり前任の指導主事から、後任の指導主事に引き継ぐということはしております。

○教育長（藤迫稔君）　：　なかなか基準というのは作るのは難しくて例えば、この線より上に行ったら、どっちに行ってもこの線より下ならというのは無理やねんけども、さっきも言ったようにここから進めていくには、保護者の方に十分理解してもらわなアカンっていうのが大前提になるんで、何かやっぱ標準的なものを持っておかないと、説明しきれない。「感じで」、何かおたくのお子さんの感じは何かこんな感じでこうやって、ていうんでなくて、やっぱり客観的に理解していくための、何かいうのは今すぐに思いつかないんだけども、それはやっぱり、ちょっともうちょっと研究して作って、線引いて上か下かという意味じゃなくって、こういう場合は、学びの場は、我々は、いろいろ選択できるように設けてますんで、こうなったら、おたくのお子さんは、こういうことからいうと、こういう学びの場で学習されるのが、お子さんにとってもいいんじゃないですか、もしくは、こっちでこういうことをするのは、お子さんの将来のために自立や、将来社会に出ていくことを思ったら、こっちがいいんですかっていう、何かやっぱし、なんにもなくてそれが、経験と勘でっていうんじゃないかってやっぱり、理解いただくために、何か要ると、僕も思いますので、その何かっていうのを今からちょっと作り上げていく、それこそ、検討委員会の委員さんの知恵を借りながらね、何にもなしだとちょっと、多分説得出来ないと思うんですよね、保護者の方は。そこはちょっと詰めていきたいなというふうに思ってます。

○委員（稲田滋君）　：　ありがとうございます。教育長が言うていただいたような形をぜひともやっていただきたい。それとね、検討委員会からの、提言としては、就学支援委員会に相当する仕組みが既に箕面市にはあると。就学支援委員会を新たに設けるのではなく既存の仕組みを整理して対応することの提言をいただいているんですね。既存の仕組みは、例えば指導主事もそうやろうし、あいあい園もそうやろうし、あいあい園の場合は95%の児童だと。あと残り5%がほんなら、かかってないんで、ほんならそれはどうやねんとか、あと保育所、幼稚園からの引継ぎ書類がどうやねんとか、いろんなその既存の制度をきちんと整理していくに合わせて、もうちょっと何かシステムチックな形で、きちんと保護者に説得できるような形のものを、ぜひとも作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（高野敦子君）　：　合わせてですね、先ほど、おっしゃられたように、その基準というのはなかなか一律に設けていくっていうのはちょっと難しいのかもしれないですけど、例えばですね、うちの子どものなかなって思うようなご

家庭があった時に、やはり一番身近にそれを察知できるのは、保護者、家の家族だと思うんですね。そんな時に、引き続き、ちょっと相談できる窓口などが、やはりもう少しわかりやすく、どこに相談したらいいのかなってような状況よりは、ちょっと相談出来たりとかあるいは、今後も通級が全校設置でいろいろ今までとは違う、支援教育の仕組みに箕面市が変わってくと思うんですけど、改めてですね、通級ではこんなサポートしますよっていうか、サポートしますみたいな、何ていうんですかね、やはり我が子が何か出来ないっていうのってやはり親としては認めにくいところがあるんですね。ちょっとそこがもう少し、助けてほしいなっていう、サポートっていう言葉があると、ちょっとここに入って、一緒に頑張っていけたらなっていうふうにして、一步踏み出しやすいっていうんですかね、相談もしやすくなると思いますので、何かそういう窓口っていいですか、窓口も欲しいですし、あるいはそういうアプローチの仕方っていうのもちょっと、見直していただけるといいかなというふうに思います。

○委員（高橋太郎君）： すいません、一つだけ意見なんですけども、基準を作られるという場合にはですね、あまりその白黒を明らかにし過ぎないようにだけちょっとしていただきたいと思っております。もちろんその基準は必要なんですけども、最終的にですね、その子に責任を持つのが保護者の方なわけですから、その方の意思を曲げてまで、白黒をはっきりしないということも必要なのかと思います。話し合いをするための基準が必要なのであって、基準ごとにしっかりと話をしてやっぱり理解をしてもらおうと、そういった基準にしていたらと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 私のほうからは、さっきも指導主事の話出ましたけど、確かに指導主事が見立てにいくねんというのは、心細さを感じました。できたら教育長言っていただいたんで、人材育成の観点で、学校現場でね、20年支援担やってる人はいるのかな、ちょっとわからないんだけど、そういうプロパー的な人をやっぱり教育委員会に吸い上げて、その方が言ってくれるのであれば、経験も積んでるやろし、引き出しも持ってるしネットワークも持ってるし、大分違うと思うんでね。そんな方をぜひずっとうまく順ぐりに教育委員会に入ってこれるような形で、やっていただけたらありがたいなというふうに思います。僕、府教委で義務教育生徒指導係におったときに生徒指導係がよく茨木から若い子が入ってきて、新採からずっと支援担しかやったことがないと。そんな20年も支援担をやった子に生徒指導係が務まるのかなと思ったんだけど、いろんなネットワークを持っとして各団体と、引出し全く違う視点で幾つも持っとして、全然違う形になっていくんやなというのがよくわかったんでね。そういう人はやっぱり育てていって、箕面は教育委員会に引き上げるという形がいいなと思います。僕はあといろんな研修例というのを載せ

てくれてはったんで、出来たらあの新採初任者研は、法定研修なので、全員が受けなあかんで、ここできちっと箕面は教職員人事権の委譲を受けてるんで、独自の研修を組めるんでね。支援教育のきちっと研修を組んでほしい。教員の免許更新制度なくなって、けどそのあたりに教員の資質向上研修、これも法定研修で全員参加ということで入ってたかな。そんなところも入れてほしいし、5年研と20年研という研修があるからここにもきちっと支援教育の研修を入れてほしい。そういう形で教員のスキル向上とかね、そういったことを図って行ってほしいなと思います。できたら、体験的なやつを組んだって欲しい。ありがたいお話、言い方悪いけど偉いさんの、ありがたいお話もういいねん。ネットで分かるし。それより自分で体験してやったものは身につくんで、引き出しとして増えていくので、そういったものを増やして欲しいなと思う。例えば、2025年の国体は、滋賀県かな。そんなに距離は遠くないやん。大会をやった後の3日間でパラ大会あるやん。そういう時ボランティア募集をするからその時箕面の新採はみんな滋賀県に行ってこいと。ボランティアで、パラ大会のお手伝いしろとかね、そんなことぐらいはやってもいいんちゃうかなと思ってるねん。例えば箕面の新採の研修で八天石蔵ウォークラリー行ったらいいやん、新採教員が。そんなことが大切だって。ありがたいお話はもういいから、そういうところをちゃんと組んでいけたらいいかなというふうに思ってます。そういうところもぜひご努力をいただいたらありがたいなと思ってます。府立支援学校の交流とかね、いろいろやってはるから、それはすばらしいなと思うし、そんなところから発展的に、急には出来へんけど、そういうところを考えていただけたらありがたいなというふうに思ってます。

○委員（稲田滋君）：今の研修のところなんです、いっぱい書いてあるんですね、研修ね。やるよって。でも参加しない人とか、いやその時用事あるねんみたいな話が出てるんで、だから悉皆研修とかその研修履歴をきちんととって、あなた去年受けてないからこれ今年絶対受けなさいよ、みたいな事をきちんとしていただきたい。それと効果検証もそれなりにやっていただきたいというのが一つと、さっきもちょっと事務局の回答の中で言っていたから、それも理解していただいてるんやなあと思うんですが「40年以上前から実施している箕面市の支援教育を大切にし、」というところなんです、40年以上前から実施している箕面市の支援教育の理念を大切にすると先ほどの答弁の中でも言うてくれてはったんで、そこはやっぱり理念を大切に、ともに学び、ともに育つという教育を引き続き実施するというようなところでお願いします。

○教育長（藤迫稔君）：先ほどちょっと触れましたけども、検討委員会の委員さん、本当に10回という長い時間かけてすごいいい議論をしていただいたなあというふうに思って、心からお礼申し上げますし、教育委員さんにもそ

の都度その経過も説明しながら、一方で並行して、この今後の箕面の方針について、今日こういうことで出てるわけですけども、それを積み上げていただいたということでお礼申し上げたいと思います。その答申を策定するに当たって最後のほうで、委員さんも言われてましたし、今後の方針の策定についてのパブリックコメントにも一部意見ありましたけども、書いてあることはすばらしいと。この事はもうすごくいいことを書いてあると。ただ、これが本当に実現できるかどうか肝ですよという厳しい意見もありますので、我々ここからが勝負やと思うので、頑張っていきたいなというふうに思います。それともう1点、国のほうでも、通常学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議の報告、これ案の段階ですけど出てまして、私も読ませていただいて、いいことを書いてあるな、このことはしっかり考えながら、一人一人の子ども達の最適な学びの場がどうあるべきかっていうふうに思ってるフレーズがあるんでちょっと紹介させてもらうんですけども、「それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加しているという実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要であると。そのために子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」と書いてあって、まさにこのとおりだなというふうに思ってますので、この考え方に立ちながら今後の環境整備等、しっかり進めていきたいと思いますので、また皆さん、いろいろご意見をいただきますようによろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは採決にうつりたいと思います。報告第7号を踏まえ、議案第7号を原案どおり可決することといたしてよろしいか。
（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第5、議案第8号「箕面市保育所等物価高騰対応支援金支給要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、光熱費等の物価高騰の影響を受ける中、保護者負担を増加できない保育所等に対し、支援金を支給することにより負担軽減を図るため、要綱の制定をご提案するものです。市内民間保育園、認定こども園、私立幼稚園、病児保育施設等に対し、各施設の電気・ガス料金にかかる物価高騰分を消費者物価指数から算出し、定員一人当たり割り戻した単価の平均を算出した大阪府の単価を参照し、保育園、認定こども園等は、定員1人あたり月額500円、比較的定員規模の大きい幼稚園は、定員1人あたり月額300円を支給するものです。この補助は、国の電気・ガス料

金の激変緩和事業が令和5年1月に開始されるまでの令和4年5月から12月までの8か月間の高騰分に対して実施することとしたもので、このうち、大阪府において3か月相当の支援を実施されるため、本市においては、5か月相当分を対象とするものです。各施設の負担軽減を図り、運営を支援することで、安心・安全な保育の提供を維持できると考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第8号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第6、議案第9号「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童相談支援センター長に求めます。

○子ども未来創造局児童相談支援センター長： 本件は、令和4年12月6日付で箕面市民間保育連盟が発足したことに伴い、箕面市要保護児童対策協議会を構成する機関を変更する必要があるため、箕面市要保護児童対策協議会設置要綱の改正を提案するものです。要綱別表に定めます構成機関のうち、民間保育所連絡会を箕面市民間保育連盟に変更するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この要綱に関しては特にこのとおりで、なんですが、ここ、何がというと箕面市民間保育連盟が立ち上がったということは、すごい大きなことでして、幼稚園のほうは私立、私学幼稚園連盟という連盟がありますので、いろんな政策的なことも連盟さんとして、議論を交わしていってこうしていこうや、ああしていこう、これ市は駄目じゃないかというような議論が出来てたんですけども、保育所のほうは、個別に話することがあっても、それは、箕面市の民間保育園さんも全ての総意なんかどうなのか、あるいは我々の方からこういう政策施策を打ち出したんやけど、どうやというような、政策の議論が出来なかったのを、例の新改革プランから、やっぱり必要だなということで、こちらからお願いして、ようやくでき上がりましたので今後は保育所のほうも、そういう政策的なことを、連盟さんを通じていろいろ議論できるというようなことになりますので、ちょっと共有だけさしてもらいたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第9号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案ど

おり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第7、議案第10号「箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育監に求めます。

○子ども未来創造局学校教育監： 本件は、箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たに箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、74名、学校歯科医44名、及び学校薬剤師13名について委嘱するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第8、議案第11号「箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医の任期が令和5年3月31日で任期満了することに伴い、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に規定する嘱託医として、新たに保育所内科医及び保育所歯科医を委嘱するため、提案するものです。公立保育所3所それぞれについて、令和5年度の保育所内科医・歯科医を委嘱するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第11号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第9、議案第12号「箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医の任期が令和5年3月31日で満了することに伴い、箕面市病児・病後児保育実施要綱第10条第2号及び第3号に規定する病児保育相談医及び病後児保育相談医を新たに委嘱するため、提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第12号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第10、報告第8号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第8号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第9号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和5年1月19日に開催いたしました令和5年第1回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）： 事務局から「その他、教育行政に係る報告」

について申出を受けますが、いかがですか。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第12、報告第10号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第10号に係る審議）

- 代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案6件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

- 教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これもちまして、令和5年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午前11時40分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）